

頑張る中小事業者月次支援金の継続実施に係る 補正予算の専決処分について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により売上が減少した県内の中小企業等を支援するため、地方自治法 180 条第 1 項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行いました。

1 事業概要

対象期間	令和 4 年 1 月
対象事業者	県内に本社・本店のある中小事業者 ※広島県感染拡大防止協力支援金対象者を除く
支給要件	ア 飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受け、対象月の月間売上が、2019 年から 2021 年の同月比で 30%以上減少していること イ 中小企業基本法で定義する県内の中小企業（個人事業主含む）であること等
支給額	ア 対象月の売上高が 50%以上減少した事業者 ・中小法人：上限 20 万円/月 ・個人事業者：上限 10 万円/月 イ 対象月の売上高が 30%以上～50%未満減少した事業者 ・中小法人：上限 8 万円/月 ・個人事業者：上限 4 万円/月 <算出方法> 2019 年から 2021 年の対象月の売上 — 2022 年の対象月の売上 から算出

2 専決処分の額 2,300,000 千円

(新型コロナウイルス感染症の影響が継続することを想定し、2 か月分の予算を計上)

※財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

3 専決処分日 令和 4 年 1 月 7 日